

北播磨総合医療センター企業団病院事業の設置等に関する条例施行規程

〔平成25年10月1日〕
企業管理規程第21号

(趣旨)

第1条 この規程は、北播磨総合医療センター企業団病院事業の設置等に関する条例（平成22年北播磨総合医療センター企業団条例第1号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(外来診療時間)

第2条 外来の診療時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、予約診療及び急を要する患者については、この限りでない。

(外来休診日)

第3条 外来休診日は、次のとおりとする。ただし、急を要する患者については、この限りでない。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 年末年始（12月29日から翌年1月3日までの期間で前2号に規定する日を除く。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、企業長の承認を得て定めた日

(書類の提出)

第4条 入院又は外来の診療を受けようとする者は、あらかじめ病院長が定めた書類を提出しなければならない。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。